

京都市告示第188号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第51条の20第1項の規定により、次のとおり法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者を指定しました。

令和5年6月9日

京都市長 門川 大作

1 申請者

特定非営利活動法人クリエイター育成協会（理事長 栗原 敏彰）

2 申請者の主たる事務所の所在地

京都市下京区東塩小路町607番10号 サンプル京都ビル4階

3 事業所の名称

相談支援事業所 ネストラボ京都

4 事業所の所在地

京都市下京区七条新町西入ル夷之町686-3 コタニビル4階

5 指定する事業の種類

計画相談支援

6 指定年月日

令和5年6月1日

7 事業所番号

2630481469

(保健福祉局障害保健福祉推進室)